

令和5年3月29日

事業者の皆様へ

物品・委託等及び設計・測量等の設計図書に関する
質問及び回答の確認の徹底について（お知らせ）

設計図書に関する質問回答につきましては、回答期限後に「発注情報詳細（物品・委託等及び設計・測量等）」画面の質問回答欄をご確認いただいているところですが、質問回答書も、仕様書等を含む設計図書になるため、公告時点の設計図書の内容から、仕様等の一部が、質問回答書の内容に修正される場合もありますので、十分にご注意ください。

また、質問回答書につきましては、質問者以外の方が契約の相手方となった場合においても、契約書に綴じていただく必要があります。

以上を踏まえたとで、各案件にご参加いただきますようお願いいたします。

なお、質問回答に関して、令和5年4月4日公告分より、電子入札による一般競争入札（条件付）の案件における、入札契約に関する共通事項を更新いたします。

【入札契約に関する共通事項】

(新)	(旧)
3 設計図書の交付等 (中略) (2) 設計図書に関する質問及び回答 (中略) イ 質問に対する回答 別途指定がある場合を除き入札期間の初日の2日前（ただし、休日等を含まないものとして計算することとする。）の午後1時までに発注情報詳細の「質問回答」欄において行う。 回答内容は、仕様書等を含む設計図書に関する内容であるため、必ず確認すること。 なお、質問回答書は、契約書の一部になるため、注意すること。	3 設計図書の交付等 (中略) (2) 設計図書に関する質問及び回答 (中略) イ 質問に対する回答 別途指定がある場合を除き入札期間の初日の2日前（ただし、休日等を含まないものとして計算することとする。）の午後1時までに発注情報詳細の「質問回答」欄において行う。

担当：財政局契約第二課 電話：671-2186,2248